

(補足)  
原発の安全性と  
「受け容れられるリスクの水準」

農林水産政策研究所

藤岡 典夫

2015年4月26日 食のリスクコミュニケーション・  
フォーラム

# 従来の判例

## 伊方原発事件最高裁判決

- 原発の安全性については裁判で論争されてきた。
- 原発訴訟についての判断枠組みを確立したのが伊方原発事件の最高裁判決（最判平成4年10月29日）
- 原子炉等規制法に基づき行政庁が行った原子炉設置許可についての取消訴訟
- 同法24条1項4号の「災害の防止上支障がないものであること」（つまり「安全であること」という要件の適合性が争点。

# 従来の判例 伊方原発事件最高裁判決

## □判示ポイント

1.「原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については各専門分野の学識経験者を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。」

# 従来の判例

## 伊方原発事件最高裁判決

2.「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議および判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべき」

3.「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議および判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして右判断に基づく原子炉設置許可は違法と解すべきである。」

(結論は、違法ではないとした)

# 従来の判例

## 伊方原発事件最高裁判決

□上記判決の意味するところは・・・

- (原発に限らず) 科学技術に関連する「安全」とは、社会通念に照らした相対的安全。
- 安全判断は「(わが国社会にとって) 受け容れられるリスクの水準」に依拠し、基本的に(民主的手続に従い様々な利益衡量の上で行われる) 行政庁の裁量に委ねられる。
- 司法審査は、行政庁の行った判断過程について不合理な点がなかったかどうかの審査(判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がなかったかどうか)にとどまる。

# 最近の2つの司法決定

- 高浜原発・福井地裁仮処分決定(4月14日)  
 運転差止めを命令
- 川内原発・鹿児島地裁仮処分決定(4月22日)  
 運転差止め申立を却下

# 両決定の相違点

- 両者の相違点は、一般に次のように主要2点に整理されている。

	高浜原発	川内原発
A 原子力規制委員会の定めた新規制基準	緩やかにすぎる	不合理な点はない
B 電力会社の定めた基準地震動	信頼に値しない	問題ない

- このうち、「A 原子力規制委員会の定めた新規制基準」について、詳細に見てみると

# 両決定の相違点

高浜原発	川内原発
<p>「新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば<b>深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような</b>厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は上記のとおり、<b>緩やかにすぎ、・・・</b>」</p>	<p>「裁判所の審理・判断は、福島第一原発における事故の経験を考慮した最新の科学的知見及び<b>原子力規制委員会が作成した安全目標</b>(セシウム137の放出量が100TBqを超えるような事故の発生頻度を<math>10^{-6}</math>/年程度を超えないように抑制する。)に<b>照らし</b>、同委員会が策定した新規制基準の内容及び同委員会が示した当該原子炉施設に係る新規制基準への適合性判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。この安全目標が達成される場合には、<b>・・・重大事故発生</b>の危険性を<b>社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つ</b>ことができると考えられる。」</p>



# 両決定の相違点

こうしてみると、「受け容れられるリスクの水準」の考え方についての相違が根本にあると思われる。

①どこに置くのか、②誰が決めるのか、の2点。

高浜原発	川内原発
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 「万が一にもない」（ほとんどゼロリスク要求）</li><li>2. 裁判所が独自に判断？</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 「社会通念上無視し得る程度に小さなものに」</li><li>2. 行政庁（原子力規制委員会）の考え方を基本的に尊重</li></ol>

- これらの点について、鹿児島地裁は、伊方最高裁判決を踏襲したといえる。
- 食品安全問題と同様、「受け容れられるリスクの水準」を国民合意の下にきちんと決めることが、リスク問題の中心的課題であること示している。